

ようこそ!小山町へ

転入のお客様へ

1 必要な手続き

項目	持ち物	備考
転入	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書 またはマイナンバーカード（住基カード） ・印鑑（認印可） ・本人確認書類（下記参照） 	<p>小山町に住み始めてから14日以内に手続きをしてください。 住所に方書（アパート名）等がある場合は、異動届に方書等を記入してください。 窓口にて、届出人の本人確認をいたします。 【住民福祉課】Tel 76-6101</p>
マイナンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・印鑑（認印可） ・本人確認書類（下記参照） 	<p>新しい住所をマイナンバーカードに追記いたします。マイナンバーカードをお持ちの方は、継続してお使いいただくために、受領時に設定した暗証番号が必要になります。 【住民福祉課】Tel 76-6101</p>
印鑑登録 （登録を希望する方）	<ul style="list-style-type: none"> ・実印（認印不可） ・運転免許証等 	<p>本人による申請は即日登録・証明が出来ます。（ただし、運転免許証等官公署発行の写真付き身分証明書がない場合は、即日発行できません。） 代理人登録は、郵便で本人確認をするため約1週間かかります。 （※登録手数料 300円） 【住民福祉課】Tel 76-6101</p>
国民健康保険	----	<p>資格をお持ちの方に国民健康保険証を発行します。 【住民福祉課】Tel 76-6100</p>
高齢受給者証 （国民健康保険加入者で70～74歳）	----	<p>資格をお持ちの方に高齢受給者証を発行します。 【住民福祉課】Tel 76-6100</p>
後期高齢者医療制度被保険者証 （75歳～）	※負担区分等証明書	<p>後期高齢者医療被保険者証の受付をします。医療保険証は後日郵送されます。 ※印の書類をお持ちの方は、転入手続きの際にお出しください。 【住民福祉課】Tel 76-6100</p>
介護保険 （40歳以上で要介護認定を受けている方）	<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格者証 	<p>介護保険証は後日、郵送されます。 要介護認定を受けている方は、転出された役所から発行された受給資格者証を持参のうえ、申請手続きをしてください。 【介護長寿課】Tel 76-6669</p>
医療・福祉等	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑（認印可） ・健康保険証 ・口座がわかる書類（通帳等） ・個人番号がわかる書類 ・所得証明書 （前市町村で重度障害者医療、母子家庭等医療、特別児童福祉手当を受けていた方） など <p>※行う手続きによって必要な持ち物が変わってきます。</p>	<p>重度障害者医療、母子家庭等医療の申請をしてください。 申請用紙は各窓口にあります。 ※重度障害者医療 【住民福祉課】Tel 76-6661 ※母子家庭等医療 【こども育成課】Tel 76-6126</p> <p>障害者手帳や療育手帳などをお持ちの方は手続きをしてください。 ※身体障害者手帳/療育手帳 【住民福祉課】Tel 76-6661 ※精神障害者保健福祉手帳 【健康増進課】Tel 76-6668</p> <p>特別児童扶養手当を受給している方は、住民福祉課で手続きをしてください。 【住民福祉課】Tel 76-6661</p>
児童手当・児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・認定請求書・印鑑（認印可） ・健康保険証 ・口座がわかる書類（通帳等） ・個人番号がわかる書類 ・本人確認書類（下記参照） 	<p>新たに認定請求が必要です。請求書は窓口にあります。15日以内に手続きをしてください。なお、お子さんと別居の場合は児童が属する世帯全員の住民票が別途必要となります。 【こども育成課】Tel 76-6126</p>
こども医療費受給者証 （対象：0歳～18歳）	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑（認印可） ・健康保険証 ・本人確認書類（下記参照） 	<p>小山町では、0歳から18歳までの方の入院、通院医療費の保険診療に係る個人負担額の全額を助成いたします。『こども医療費受給者証交付申請書』に記入してください。 【健康増進課】Tel 76-6668</p>

裏面へ続く

※本人確認書類

- 官公署が発行した写真付きの身分証明書（いずれか一つお持ちください）
運転免許証、パスポート、個人番号カード、官公署職員の身分証明書 など
（ただし、有効期間中のものに限ります）
- 上記書類のない方は、**健康保険証**と下記のいずれかの書類をお持ちください。
介護保険証、住民基本台帳カード（写真なし）、年金手帳、年金証書 など

項 目	持ち物	備 考
予防接種	・母子手帳	20歳未満のお子さんがある保護者の方は、保護者の方へのアンケートを提出し、予防接種予診票等をお受け取りください。 【健康増進課】Tel 76-6668
しずおか子育て 優待カード (静岡県の事業)	----	18歳未満のお子さんをお持ちの方・妊娠中の方にカードを配布します。静岡県内の協賛店舗にてカードを提示するだけでいろいろなサービスを受ける事が出来ます。 【こども育成課】Tel 76-6126
水道の開栓	----	給水装置に関する届書(上水道)・排水設備使用届(下水道)に記入し、提出してください。 なお、電話による届け出も行っています。 ※上下水道代は2ヶ月に1度(奇数月)の請求となります。 ※下水道は須走地区のみです。 口座の手続きが間に合わない方、または口座手続きをしない方には、納付書が郵送されます。(奇数月の15日過ぎ) 【上下水道課】Tel 76-6125 【須走支所】Tel 75-2211
小学校・中学校	----	転入学通知書をお渡しします。直接学校へお持ちください。 【こども育成課】Tel 76-6122
幼稚園・保育園・ こども園	----	幼稚園、保育園、こども園の入園申込みについては、直接、こども育成課までお問い合わせください。 【こども育成課】Tel 76-6126
無線放送個別受信機 貸与	----	危機管理局(総合文化会館)、各支所に用意してある「受信機設置申込書」に記入し、申し込んでください。設置台数は1世帯に1台です。 受信機は無償貸与しますが、設置後の維持管理費は利用者負担となります。 【危機管理局】Tel 76-5715
畜犬登録	・印鑑(認印可) ・鑑札 ・愛犬手帳	畜犬登録済の飼い犬は所在地変更手続きをしてください。 新たに犬を飼う場合は新規登録手続きが必要です。 (※登録手数料 3,000円) 【くらし安全課】Tel 76-6130
町営住宅の入居	----	入居するには事前に手続きが必要になります。 既に入居されている世帯に新たに入居する場合も手続きが必要になりますので、静岡県住宅供給公社までお問い合わせください。 【静岡県住宅供給公社】Tel 055-920-2271

2 その他

項 目	
ゴミの回収	ゴミを分別し、指定のごみステーションに出してください。 家庭ごみガイドブックをご利用ください。 【くらし安全課】Tel 76-6130

詳しいことは、小山町のホームページをご覧ください。<http://www.fuji-oyama.jp/>